

R7 都建開第 3330 号

令和 8 年 3 月 26 日

ニッカウキスキー株式会社  
仙台工場長 笹村 欣司 様

仙台市長 郡 和 子



軽微な変更等確認結果通知書  
(ニッカウキスキー原酒増産工事)

令和 8 年 3 月 25 日付けで提出のありました標記開発事業に係る軽微な変更等確認願について、杜の都の風土を守る土地利用調整条例施行規則（平成 17 年 1 月 7 日仙台市規則第 1 号。以下、「施行規則」）第 29 条第 3 項の規定により、下記のとおり確認の結果を通知します。

記

1. 確認結果

当該軽微な変更等確認願により確認を求められた事項は、杜の都の風土を守る土地利用調整条例第 21 条第 1 項に規定する軽微な変更（施行規則第 29 条第 1 項第 5 号）に該当すると認められる。

したがって、条例第 21 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。

仙台市都市整備局建築宅地部開発調整課調整係